

# 大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム 設置要綱

## (名称)

第1条 本会は、大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

## (目的)

第2条 コンソーシアムは、行政・経済団体等の関係機関が一体となって、オール大阪で起業家を生み育てる環境を整備するとともに、スタートアップ・エコシステムの構築・拠点都市形成をめざすことを目的に設立する。

## (活動)

第3条 コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) スタートアップ・エコシステム構築に向けた取組に関する事
- (2) スタートアップ・エコシステム拠点都市形成に向けた活動に関する事
- (3) 支援施策の情報集約・共有並びに国内外への発信に関する事
- (4) その他、起業家の育成・支援に関する事

## (組織)

第4条 コンソーシアムは別紙に掲げる者(以下「構成員」という。)で組織する。

## (会議)

第5条 コンソーシアムの会議(以下「会議」という。)に議長を置き、公益財団法人大阪産業局理事長をもって充てる。

- 2 議長は会議を招集し、統括する。

## (事務局)

第6条 コンソーシアムの事務局は、公益財団法人大阪産業局に置く。

## (入会及び退会)

第7条 コンソーシアムに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を議長あてに提出し、承認を受けなければならない。

- 2 構成員が退会を希望するときは、別に定める退会届を事務局に提出しなければならない。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、議長が構成員と協議の上、定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。